

(別紙)

29経営第1751号

平成29年10月30日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

利用意向調査を行った遊休農地の農地中間管理機構への情報提供及び農地中間管理機構による判断に係る留意事項等について

本年8月に公表した平成28年の遊休農地に関する措置の実施状況によると、平成27年の利用状況調査で判明した遊休農地面積134,835haに対し、平成29年1月1日時点で農地中間管理権の取得に関する協議の勧告（以下「勧告」という。）が継続している農地は88haとなり、遊休農地のほとんどが勧告の対象となりませんでした。

この理由としては、所有者等が利用意向調査で示した意向どおりに実施し、遊休農地が解消しているものもある一方で、その遊休農地が農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地中間管理権の取得基準（以下「取得基準」という。）に適合しないとされたことを受けて勧告対象から外れたものも多く存在しているという実態が明らかになったところです。

この際、農業委員会から機構に対する遊休農地の情報提供の内容が不十分であったり、また、機構においても遊休農地の情報を十分に把握せずにはすべからず基準外と判断している例も見受けられ、このような遊休農地の中には、機構が借り受けることで解消する可能性があったものも存在していると考えられます。

本来、機構が借り受けることで解消できる遊休農地は、機構への貸付けを促すために、勧告と課税強化措置が設けられているものであり、一律に基準外と判断すべきではありません。

これらの実態に鑑み、農業委員会から機構への情報提供の方法や、機構による取得基準に適合するか否かの判断に係る留意事項及びこれに適合しなかった遊休農地のその後の取扱いを明確にするため、利用意向調査を行った遊休農地の機構への情報提供の方法等について、下記のとおり定めたので、貴管下農業委員会及び機構に通知していただくとともに、適切に指導いただきますようお願いいたします。

記

1 農業委員会から機構への情報提供の方法等

「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第3の5の(3)に基づく農業委員会から機構への情報提供については、次により実施すること。

(1) 農業委員会から機構への情報提供は、運用通知第3の5の(3)に基づき、利用意向

調査の実施後速やかに行うこと。

- (2) 情報提供の内容は、機構と協議の上、取得基準の適否を判断可能な報告様式を定め、それにより提供すること（別紙様式例参考）。

ただし、既に様式を定めており、その様式で機構が取得基準に適合するか否かの判断が十分可能な場合は新たに定める必要はない。

- (3) 農業委員会は、情報提供に当たっては、遊休農地の状態や、日頃の農地の利用調整活動等によって把握している地域の担い手の借受意向等を踏まえて情報提供を行い、また、情報提供を行った後も、機構の求めに応じ必要な情報を追加するなど、機構が取得基準に適合するか否かの判断が円滑に実施できるようにすること。

この際、農業委員会は、遊休農地が集団化している農地を分断していることや周辺農地の日照や通風を阻害していること及び農道や水路等の機能に支障が生じているなど、地域農業への影響が大きいと判断したものについては、機構が借り受けるべき旨を機構に対して申し出ること。なお、当該申出を行った遊休農地については、機構と連携して、企業参入や新規就農者等、借受希望者の掘り起こしに努めること。

- (4) 農業委員会は、運用通知第3の1の(3)のウに基づき、利用状況調査の結果、既に山林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合には、農地に該当しない旨の判断を行うこととし、機構への情報提供に当たっては、このような非農地と判断すべき農地が含まれないよう十分留意すること。

## 2 機構による取得基準に適合するか否かの判断の方法等

機構による取得基準に適合するか否かの判断は次により実施すること。

- (1) 機構は、当該判断を行うに当たり、次の事項に留意すること。

- ① 遊休農地の状況及び周辺農地の利用状況、担い手の意向等を的確に把握し、現場の実態を十分把握した上で、「農地中間管理事業の適切な運用の徹底について」（平成28年12月21日付け28経営第2347号農林水産省経営局農地政策課長通知）の趣旨も踏まえ、単に遊休農地であることや、受け手が現状いないことをもって、取得基準に適合しないと判断せず、機構が借り受けて維持管理を行いながら受け手を探すという農地中間管理事業本来の趣旨に則った判断を行うこと。

- ② 基盤整備や条件整備事業等により耕作条件を改善した場合の担い手への貸付けの可能性や、人・農地プランの内容、隣接土地を耕作している者の意向など、遊休農地の解消後の利用可能性を考慮して判断すること。

- ③ 1の(3)による農業委員会の申出があった遊休農地については、当該申出を踏まえ、地域農業や担い手の営農への影響、借受希望者の掘り起こしに向けた取組を考慮して、借受けを前提に判断すること。

- (2) 機構は、1の情報提供を受けた年の翌年の勧告に間に合うよう当該判断の結果を農業委員会に通知すること。

## 3 機構による取得基準に適合しないと判断された遊休農地の取扱い

機構による取得基準に適合しないと判断され、勧告の対象外となった遊休農地（運用通知第3の6の(2)のアの(ア)又は(ウ)に該当するものをいう。この通知の施行日までに

該当したものを含む。)については、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 農業委員会は、改めて運用通知第4の(1)に基づく農地に該当するか否かの判断を行うこと。
- (2) 機構は、(1)の結果、農地と判断された遊休農地のリストを作成・公表するなどにより、借受希望者を募ること。
- (3) 機構は、当該遊休農地の借受希望者の掘り起こしに努めること。この際、農業委員会は、機構と連携して地域による話し合いを行い、基盤整備や再生事業等による解消がされた場合における担い手の借受意向や、企業参入、新規就農者等の受け入れの意向を十分に確認すること。
- (4) (2)及び(3)の結果、借受希望があった場合には、当該遊休農地は機構の取得基準を満たすと考えられるため、機構は、その旨を農業委員会及び当該遊休農地の所有者等に対し通知するとともに、機構に対して貸し付けるよう働きかけを行うこと。  
また、農業委員会は、機構と連携し、当該所有者に働きかけを行うこと。
- (5) 機構は、(4)の働きかけを行っても当該所有者等が機構への貸付けに応じない場合は、次のとおり取り扱うこと。
  - ① 当該遊休農地が、運用通知第3の6の(2)のアの(ア)に該当していたものである場合は、当該遊休農地について行った農地法第35条第2項ただし書きの規定による通知を撤回し、その旨を農業委員会及び当該遊休農地の所有者等に通知する。
  - ② 当該遊休農地が、運用通知第3の6の(2)のアの(ウ)に該当していたものである場合は、当該遊休農地について行った取得基準に適合しない旨の通知を撤回し、その旨を農業委員会及び当該遊休農地の所有者等に通知する。
- (6) (5)の①又は②の通知を受けた農業委員会は、速やかに勧告を行うこととし、農地法の規定に基づく都道府県知事の裁定等によって機構が農地中間管理権を取得する手続を行うこと。

#### 4 情報提供の方法等の明文化

機構は、都道府県、農業委員会及び都道府県農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と協議の上、1から3までの取扱い（関係機関の役割を含む。）を含めた当該都道府県における遊休農地の情報提供の方法等を定めるとともに、これを公表すること。なお、既にこれらの取扱いを含めたものを定め、公表している場合はこの限りではない。



## 利用意向調査を行った遊休農地の情報提供一覧表

### 【記入要領】

- 1 本様式は、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。)第3の5の(3)に基づき、農業委員会から農地中間管理機構への情報提供を行うために農業委員会が作成する。
  - 2 農地中間管理機構は、本様式の記載事項を参考に、農地中間管理権を取得する基準に適合するかを判断することから、農業委員会は、機構が判断するのに十分な情報を記入する。
  - 3 農業振興地域外の遊休農地については記入しない。
  - 4 「2. 遊休農地の状況」、「3. 特記事項」、「4. 農業委員会」の各欄は、次のとおり記入する。  
なお、「耕作に支障となる場合」とは、当該農地で一般的な耕作を行う場合を想定すること。  
「(1)再生の難易度」欄は、荒廃の状況(雑草や竹木の繁茂、石礫や廃棄物等の混入、排水不良等)を踏まえ、耕作を再開するに当たっての難易度を低(容易)、中(中程度)、高(困難)で記入する。  
「(2)基盤整備未実施」欄は、基盤整備が行われていない場合は○を記入する。  
「(3)急傾斜・不整形・狭小」欄は、周辺農地と比較して傾斜が大きい場合や、区画が不整形・狭小で農業機械による作業に支障が生じるなど、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。  
「(4)日照不足」欄は、周囲を森林に囲まれて、日照が著しく阻害されており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。  
「(5)進入路無」欄は、当該農地に侵入するための道路がない場合は○を記入する。  
「(6)水路・用水無」欄は、水路がない、地下水利用ができないなど、用水が確保できず、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。  
「(7)隣接農地との接続無」欄は、他の農地と隣接しておらず、団地化が見込めない場合は○を記入する。  
「(8)境界未確定・不明等」欄は、境界が確定していない場合や、杭や畦畔で境界が判別できない場合、境界に関して隣接土地所有者と紛争等が生じている場合は○を記入する。  
「(9)鳥獣被害等有」欄は、当該農地又はその周辺で鳥獣被害等が発生しており、当該農地での耕作に支障となる場合は○を記入する。  
「(10)登記状況」欄は、当該農地の登記状況について、登記済、相続未登記、仮登記有、抵当権有等の状況を記入する。  
「(11)基盤整備・再生計画」欄は、当該農地について、基盤整備事業や荒廃農地を再生する事業の計画があれば、○を記入する。  
「(12)人・農地プラン作成」欄は、当該農地の所在する地域で人・農地プランが作成されていれば、○を記入する。  
「(13)借受意向」欄は、当該農地の借受意向について、A(意向あり)、B(再生されること等の条件付きで意向あり)、C(意向なし)のように記入する。  
「(14)特記事項」欄は、上記のほか、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う場合に参考となる事項を記入する。  
(例)①周辺一帯が遊休農地化しており一体的な解消が必要、②使用貸借可能、③土地改良賦課金有り、④直接支払制度を活用している地域、④周辺で企業が参入、⑤集落営農法人の活動エリア等  
「(15)担当農業委員・推進委員名」、「(16)連絡先」欄は、当該エリアを担当している農業委員又は農地利用最適化推進委員の氏名、連絡先を記入する(必要に応じて農地中間管理機構から問い合わせを行う)。
- 5 本様式には次の資料を添付する。
    - ①当該農地の位置図(所在が分かるもの)
    - ②当該農地の写真(荒廃状況や隣接土地の状況等、農地中間管理機構が取得基準に適合するかの判断を行う際に参考となるもの)

本様式例は標準的な様式を示すものであり、実際の様式や添付資料については、地域農業の特性を踏まえ、農地中間管理機構と関係機関が協議の上、作成するものとする。